

東京都板橋区立生涯学習センターの利用に関する基準

平成28年8月31日 教育長決定

(目的)

第1条 この基準は、東京都板橋区立生涯学習センター条例（以下「条例」という。）及び東京都板橋区立生涯学習センター条例施行規則（以下「施行規則」という。）に基づき、東京都板橋区立生涯学習センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要なことを定めることを目的とする。

(施設)

第2条 条例第3条に規定するセンターにおける施設は、中高生・若者支援スペースと中高生・若者支援スペース以外に区分し、中高生・若者支援スペースは別表1のとおりとする。

- 2 中高生・若者支援スペースは、その設置目的に鑑み、運営や利用に関し、他の施設と区別する必要がある事項については、中高生・若者支援スペース運営要綱で別に定める。

(利用者の範囲)

第3条 センターの有料施設（付帯設備を含む。以下同じ。）を利用できる者は、条例第1条に規定する目的を実現するため次に掲げるものとする。

- (1) 板橋区及び板橋区教育委員会（以下「区」及び「教育委員会」という。）
- (2) 別表2に該当する団体
- (3) その他教育委員会が必要と認める公共的団体

- 2 前項第2号に規定する一般団体は、各月初回申請受付終了後に施設に空きがある場合は、前項各号に規定する者以外で第4条第1項第7号から第9号までの要件を満たし、かつ「板橋区施設利用システム」に利用登録のある者も利用できるものとする。

ただし、上記の者が利用する場合においては、施行規則第6条に規定する使用料の減免は適用しないものとする。

- 3 前項において利用できる有料施設は別表3のとおりとする。

(登録要件)

第4条 条例第8条第2項に規定する社会教育関係団体（以下「社会教育関係団体」という。）及びおおむね12歳から18歳までの者による団体（以下「中高校生団体」という。）は、次に掲げる要件を具備し、自主的に相互学習で利用するものとする。

- (1) 構成員が4人以上であること。
- (2) 構成員の半数以上は、板橋区に在住、在勤又は在学している者であること。
- (3) 代表者は、社会教育関係団体については満15歳以上（中学生を除く。）、中高校生団体については満12歳以上（小学生を除く。）の板橋区に在住、在勤又は在学している者であること。
- (4) 会則など活動に関する規約を定めていること。

- (5) 継続して活動していること。
 - (6) 活動を区民に公開できること。
 - (7) 営利事業を利用目的としていないこと。
 - (8) 団体として特定の政党の利害に関する事業を行わず、又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持していないこと。
 - (9) 団体として特定の宗派を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援していないこと。
- 2 中高校生団体が登録する場合は、前項第4号及び同項第6号の要件は適用しない。
 - 3 成増生涯学習センターの音楽練習室だけを利用する場合は、第1項第1号の「4人以上」を「3人以上」とし、同項第4号及び同項第6号の要件は適用しない。
 - 4 学習機会の提供など広く区民と学習活動を共有することを目的としている団体については、第1項第2号及び同項第3号の要件は適用しないことができる。

(団体の登録)

第5条 センターの有料施設を利用しようとする団体は、あらかじめ利用を希望する大原生涯学習センター又は成増生涯学習センターのいずれか又は両センターにおいて、会則など活動に関する規約を添え、東京都板橋区施設管理システムの利用者登録に関する規則（平成10年教育委員会規則第11号。）第5条の規定により教育委員会に利用者登録を申請し団体の登録をしなければならない。

ただし、区、教育委員会及び中高校生団体については、会則など活動に関する規約の提出は不要とする。

(登録事項の変更)

第6条 前条により登録した団体（以下「登録団体」という。）は、登録事項に変更があったときは、教育委員会に届け出なければならない。

(登録の更新)

第7条 登録の期間は登録した日からセンターが行う直近の団体登録の一斉更新時までとする。それ以降は、センターが3年ごとに行う一斉更新の時期に合わせて更新を行うものとする。ただし、中高校生団体については毎年4月に更新手続きを行うものとする。

2 登録団体が登録を更新しようとする場合は、登録の期間の終了する2月前から1月前までに第5条の規定による登録に必要な書類を提出し、教育委員会に更新を申請しなければならない。

(登録の廃止)

第8条 教育委員会は次の各号の一に該当する場合は、登録を廃止するものとする。

- (1) 登録団体が、教育委員会に登録の廃止を申請したとき。
- (2) 登録が更新されることなく、登録期間を経過したとき。
- (3) 第4条各号に定める要件に該当しなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が施設管理上必要があると認められるとき。

(団体情報の公開)

第9条 登録団体は、区民の社会教育活動の振興に資するため、サークル連絡票（別記第3号様式）を作成し、センターにおいて団体情報を公開するものとする。
ただし、中高校生団体については、団体情報の公開は任意とする。

(施設運営への参加)

第10条 登録団体は、毎年開催するセンターの施設運営に関する利用者懇談会に参加するよう努めなければならない。

(センター事業への参加)

第11条 登録団体は、団体の活動を広く紹介し、学習成果を区民に発表する事業に参加するよう努めなければならない。
2 登録団体は、団体の学習を団体だけに止めず、他の団体や区民との相互学習を広げる事業に参画するよう努めなければならない。

(委任)

第12条 この基準に定めるほかセンターの利用に関し必要な事項は、生涯学習センター所長が別に定める。

付 則

- 1 この基準は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に、社会教育会館になされた団体の登録は、この基準の登録とみなす。

別表1（第2条関係）

1 大原生涯学習センター

中高生・若者支援スペース（有料施設）

施 設 の 名 称
多 目 的 室
学 習 室

中高生・若者支援スペース（無料施設）

施 設 の 名 称
ユースコーナー
カフェコーナー
相 談 室
更 衣 室

2 成増生涯学習センター

中高生・若者支援スペース（有料施設）

施 設 の 名 称
多 目 的 室

中高生・若者支援スペース（無料施設）

施 設 の 名 称
談 話 室
オ ー プ ン 会 議 室

別表2（第3条関係）

一般登録団体	生涯学習センターに利用登録している団体 （社会教育関係団体）（※1）	
若者及び若者 支援活動等を行 う団体	中学生及び 高校生団体	全員が中学生以上、高校生（高校生相当年齢の者を含む）以下の団体
	若者団体	会員が39歳以下の団体 （社会教育関係団体）
	青少年育成・ 支援団体	青少年健全育成地区委員会、ボーイスカウト、ガールスカウト、その他地域の文化・スポーツ等の団体、子・若法（※2）に基づく活動を行う団体 （社会教育関係団体）
	子育て団体	子育て中の保護者と乳幼児が会員の団体 （社会教育関係団体）
一般団体	区の施設利用管理システムに登録している団体のうち、生涯学習センターの設置目的にかなう活動を行う団体 （条例第8条第3項該当）	

（※1）社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体と認められる団体

（※2）子ども・若者育成支援推進法

別表3（第3条関係）

1 大原生涯学習センター

施設の名 称
第 1 講 義 室
レクリエーションホール
第 1 集 会 室
第 2 集 会 室
会 議 室
和 室
調 理 実 習 室
多 目 的 室
学 習 室

2 成増生涯学習センター

施設の名 称
第 1 学 習 室
第 2 学 習 室
第 3 学 習 室
会 議 室
レクリエーションホール 北
レクリエーションホール 南
和 室
調 理 室
第 1 音 楽 練 習 室
第 2 音 楽 練 習 室 (付帯設備) 第 2 音 楽 練 習 室 音 響 設 備 一 式
多 目 的 室

別記第3号様式

(第9条関係)

サークル連絡票

年 月 日 現在

団体名	ふりがな		
団体略称		会員数	名
登録番号		発足	西暦 年 月
活動内容		講師名	・無
会費	月・年 円・随時・無	入会金	円・無
会員層	どなたでも・青少年・高齢者・その他()		
代表者	ふりがな	携帯電話	()
	氏名	自宅電話	()
		FAX	()
連絡先 代表者と同じ 場合は同上	ふりがな	携帯電話	()
	氏名	自宅電話	()
		FAX	()
活動日等	活動回数：月 回 曜日(第1・第2・第3・第4・第5)・不定		
	時間帯：午前・午後・夜間・不定		
	当館以外の活動場所： ・無		
上部団体	・無		

サークルから区民のみなさんへのメッセージ

団体名	
上部団体についての説明	